

自昭和二十八年八月  
至同二十年八月

文  
部  
省  
例  
規  
類  
纂

文  
部  
省  
大  
臣  
官  
房  
總  
務  
課

## 凡 例

一 本書は昭和十八年より終戦時（昭和二十年八月）までの期間において本省所管事務のうち、伺、照会、回答、通牒つうたうなどから例規となるべき文書をしゅう集して執務上の参考に資するものであります。

一 本例規類纂れいきるいざんも回顧すれば明治三十年に創刊されたのですが、本書を以て終刊することになりました。然し本書の主旨は終戦教育事務処理提要（文部行政資料）として継続されていますことを付言します。

一 本書の編纂は、既刊の例規類纂との関連上や索引さくいんの便宜などを考慮して、前例に準じました。

昭和二十七年三月

文部省大臣官房総務課

○重要美術品等ノ認定竝ニ名勝天然紀念物ノ指定事務停止ニ關スル件

(昭和十九年二月十四日 發教一號 各地方長官(樺太ヲ除ク)へ文部次官通牒)

今般決戰下行政事務ノ整理簡捷化ニ關シ客年十二月十四日閣議ノ決定ニ基キ本省所管事務中標記ノ事務ハ二月七日ヨリ當分ノ内之ヲ停止可致コトトナリタルニ付御了知相成度從テ右ニ關スル新タナル認定竝ニ指定ノ申請ハ之ヲ受付ザル方針ニ有之又名勝天然紀念物ノ假指定モ本省ヨリ何分ノ指示有之迄御見合相成様致度但シ既ニ認定又ハ指定及假指定セラレタル物件ノ保存管理ノ事務ハ停止セズ依然繼續スルモノニ付其ノ保存ニ關シテハ遺漏無之様致度依命此段通牒ス

追而史蹟指定及保存管理ノ事務ハ停止スルコトナク從前通繼續スルモノニ有之又重要美術品等竝ニ名勝天然紀念物ニ付テモ本省ニ於テ調査完了濟ニシテ目下詮議中ノモノノ認定竝ニ指定ハ適當考慮可致筈ニ付爲念申添フ